

兵庫県立大学学術総合情報センター運営委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学学術総合情報センター規程（平成25年公立大学法人兵庫県立大学規程第95号）第8条第2項の規定に基づき、学術総合情報センター運営委員会（以下「委員会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学術総合情報センター（以下「センター」という。）の基本方針及び計画に関する事
- (2) 教員の人事に関する事
- (3) その他センターの運営に関する事

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学術総合情報センター長（以下「センター長」という。）
- (2) 副センター長
- (3) センター長特別補佐
- (4) センター長補佐
- (5) 各学術情報館長
- (6) 学術情報館のないキャンパス等のうち、センター長が必要と認める部局の教員
- (7) センターの専任の教授、准教授及び講師
- (8) 事務局社会貢献部地域貢献課長
- (9) その他必要に応じて次条第1項に規定する委員長が指名する者

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、センター長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、委員長が必要と認めるときは、関係教職員その他議事に関係のある者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、事務局社会貢献部地域貢献課が行う。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年8月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。